

広島県告示第九百九十六号

令和六年広島県告示第五百三十号（令和六年度地籍調査事業計画）の一部を次のように変更する。

令和六年十一月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の変更前の欄に掲げる内容を変更後の欄に掲げる内容に傍線で示すように変更する。

変 更 後				変 更 前			
一 地籍調査本体事業		一 地籍調査本体事業		一 地籍調査本体事業		一 地籍調査本体事業	
調査を行う者の名称 (略)	調査地域 (略)	調査期間 (略)	調査を行う者の名称 (略)	調査地域 (略)	調査期間 (略)	調査を行う者の名称 (略)	調査地域 (略)
三次市	神杉地区の一部、 君田町榎田の一部、 吉舎町三玉の一部、 吉舎町吉舎の一部、 三良坂町灰塚の一部、 糸井町の一部	(略)	三次市	神杉地区の一部、 君田町榎田の一部、 吉舎町三玉の一部、 吉舎町吉舎の一部、 三良坂町灰塚の一部	(略)	三次市	神杉地区の一部、 君田町榎田の一部、 吉舎町三玉の一部、 吉舎町吉舎の一部、 三良坂町灰塚の一部
二 数値情報化事業		二 数値情報化事業		二 数値情報化事業		二 数値情報化事業	
調査を行う者の名称 安芸高田市 (略)	調査地域 向原町坂の一部	調査期間 (略)	調査を行う者の名称 安芸高田市 (略)	調査地域 向原町坂の一部、 向原町戸島の一部、 向原町保垣の一部、 向原町有留の一部	調査期間 (略)	調査を行う者の名称 安芸高田市 (略)	調査地域 向原町坂の一部、 向原町戸島の一部、 向原町保垣の一部、 向原町有留の一部
三 (略)		三 (略)		三 (略)		三 (略)	